

## 大牟田市中心企業チャレンジ応援事業費補助金

### Q & A

#### 1. 補助対象者

##### Q1-1 新規創業予定者ですが、補助対象者となりますか？

(A) 補助申請書の提出時点において、大牟田市において事業を営んでいる法人又は個人事業者が対象となります。このため、新規創業予定者は対象外となります。

##### Q1-2 市外在住ですが、大牟田市内に店舗があります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内に店舗がありますので、対象になります。

##### Q1-3 大牟田市内のほか、市外にも店舗があります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内にある店舗・事務所等で実施されるものが対象となります。(市外店舗(事務所)分は対象となりません)

##### Q1-4 本社所在地は大牟田市内ですが、店舗・事務所等は市外にあります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内に店舗・事務所等がありませんので、補助の対象外となります。

##### Q1-5 市内在住で、店舗・事務所等を持たずにフリーランスで活動しています。この場合、対象となりますか？

(A) 市内所在地において行う事業に要する経費は、補助の対象になります。

【例】市内所在地において実施する、クラウド型システム導入による取組み 等

##### Q1-6 大牟田市内に複数の店舗・事務所がありますが、店舗・事務所ごとに申請できますか？

(A) この補助金は事業者単位での申請・交付となります。店舗・事務所等の数にかかわらず、1事業者として1回申請ができます。

##### Q1-7 同一の代表者が複数の法人を経営しているが、法人ごとに補助を受けられますか？

(A) 法人ごとに補助の申請が可能です。ただし、同一の経費について複数の法人が別々に申請することはできません。

##### Q1-8 同一の事業者(法人・個人事業主)が、補助対象事業(1)から(5)の取組みを複数組み合わせを行った場合、取組みごとに補助を受けられますか？

(A) 同一の事業者が複数回補助を受けることはできませんが、取組みを組み合わせで申請することは可能です。この場合、複数の取組みに係る経費を補助対象として計上できますが、補助金の上限額

は1種類の取組みを行った場合と同じく、1事業者につき100万円となります。

**Q1-9 社会福祉法人ですが、補助対象者に該当しますか？**

(A) この補助事業は、中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業者を含む)を対象としています。

このため、中小企業基本法上の「会社」に該当しない、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人(会社法の法人及び有限会社は除く)、特定非営利活動等の各種法人は補助対象外となります。

○中小企業基本法に規定する中小企業者

業種	下記のいずれかに該当する 会社又は個人事業者	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

## 2. 補助事業

**Q2-1 新規創業者ですが、新規創業に関する取組みは補助対象となりますか？**

(A) この補助事業は、既存の事業者が行う新たなチャレンジ(取組み)に対する支援策であるため、事業内容が新規創業そのものに関する取組みである場合は、補助対象外となります。

**Q2-2 他の補助金との併用は可能ですか？**

(A) 同一内容で、本補助事業以外に他の補助事業との併用はできません。

**Q2-3 補助対象者は先着順で決まるのですか？**

(A) 先着順ではありません。申請受付期間内であれば、全ての申請を受け付け、審査を行います。

申請の早い遅いで補助金の交付を決定するものではありませんし、それで差をつけるものでもありません。

審査基準に基づく審査のうえ、事業内容の熟度の高いものから補助事業者を決定します。このため、審査の結果、採択されない場合もありますのでご了承ください。

**Q2-4 既に完了している事業は補助事業の対象となりますか？**

(A) 令和2年4月1日以降に事業着手(発注、契約締結等)された事業で、補助金の交付決定日前までに当該事業に関する取組みが完了した(事業環境の整備等が済んだ)ものは、対象外となります。

**Q2-5 令和2年5月より新たな事業に取り組んでいますが、補助事業の対象となりますか？**

- (A) 本補助金の補助対象期間は「令和2年4月1日から令和3年11月30日まで」となっています。  
このため、令和2年4月1日以降に事業着手(発注、契約締結等)された事業についても、補助事業に採択され適正と認められる経費は、事業着手日に遡って補助事業の対象となります。

#### Q2-5 補助事業となる「テレワーク」の意味は？

- (A) テレワークとは、厚生労働省により次のように定義されています。

「情報通信技術 (ICT) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方  
要するに本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をする事」

○厚生労働省 テレワーク総合ポータルサイト <https://www.telework.mhlw.go.jp/telework/about/>  
(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、(一社)日本テレワーク協会統一の定義)

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略になります。

「テレ (tele: 離れた所) ワーク (work: 働く) とは、就業形態 (どこでどのように仕事をするか) を示す用語であるため、単にインターネットなどのICTを活用するだけでなく、「会社から離れた場所 (自宅やサテライトオフィスなど) で働く」ことが要件となります。「会社からインターネットを使って離れた場所にいる人と仕事のやりとりをする」ことは「テレワーク」には該当しませんので注意してください。

#### Q2-6 テレワークの取組みを、市内及び市外の事務所で行う場合、対象となりますか？

- (A) 大牟田市内の事務所で行った取組みに限り、補助対象となります。

一例として、市内に本社があり、市外に営業所がある事業者が、従業員に対してテレワークを導入した場合、大牟田本社に所属する従業員に係る経費が対象となります。

なお、この場合、大牟田本社の従業員の住所が市外であっても構いません。

#### Q2-7 飲食店を営んでいます、新たにテイクアウト・デリバリーサービスを予定しています。補助事業の対象となりますか？

- (A) 補助対象事業「(4) 新商品・新サービスの開発に関する事業」の対象となり、補助対象となる経費の例は以下のとおりです。

なお、審査基準に基づく審査のうえ、事業内容の熟度の高いものから補助事業者を決定します。このため、審査の結果、採択されない場合もありますのでご了承ください。

##### 【対象となる経費の例】

- テイクアウト・デリバリーの開始に伴い、新たに導入した厨房機器・調理機器等の購入費用
- テイクアウト・デリバリーの開始に伴い、新たに導入した軽減税率対応POSレジの費用
- テイクアウト・デリバリーの開始に伴い、既存のPOSレジのソフトウェアを軽減税率対応用に新たに改修した費用
- 広報費

##### 【対象とならない経費の例】

- × 販売商品に係る材料費や容器包装費、車両等
- × 店舗改修等の工事費

**Q2-8 新たにキャッシュレスサービスの導入を予定していますが、補助事業の対象となりますか？**

- (A) 補助対象事業「5. 販路開拓に関する事業」の対象となります。  
なお、審査基準に基づく審査のうえ、事業内容の熟度の高いものから補助事業者を決定します。  
このため、審査の結果、採択されない場合もありますのでご了承ください。

**【対象となる経費の例】**

○キャッシュレス決済実施に伴い新たに導入した機器の購入(またはリース)費用

**【対象とならない経費の例】**

×通信費(インターネット回線、Wi-Fi 使用料等)

**Q2-9 使用していた設備が古くなったので、新しいものに入れ替えたいが対象になりますか？**

- (A) この補助金事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業を取り巻く環境は大きく変化するなか、この難局を乗り越えるために、中小企業が取り組む新たなチャレンジに対して、経費の一部を補助することとしております。  
このため、機械器具等の単なる入れ替えに係る経費は対象になりません。

### 3. 補助対象経費

**Q3-1 補助対象となる「テレワーク」の経費は？**

「新たにテレワークを導入する」という取組みに伴って発生した経費が対象となります。  
このため、令和2年4月1日以前からテレワークを実施・運用している事業者(※テレワークを試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除く)が追加・強化を行う場合は対象になりません。  
なお、通信費及び消耗品費は補助対象になりません。  
※テレワークの定義については、Q2-5をご確認ください。

**【対象となる経費の例】**

- テレワーク開始に伴い新たに導入した機器(リモートワーク用の PC、周辺機器等)の購入(またはリース)費用
- テレワーク開始に伴い新たに導入した Web 会議システムの利用料
- テレワーク開始に伴い新たに導入した勤怠管理システムの費用
- テレワーク開始に伴い新たに導入した PC にインストールするセキュリティーソフトの費用
- テレワーク導入に係るシステム選定や就業規則の改定等に係るコンサルティング費用
- テレワーク導入に係るシステム設計・構築等の委託費用、導入時サポート費用、保守管理料

**【対象とならない経費の例】**

- ×既にテレワークを導入していた事業者が、PC が古くなったため更新する費用
- ×既にテレワークを導入していた事業者が、通信料増加に伴いシステムを強化した費用
- ×既にテレワークを導入していた事業者が、対象社員の増加に伴い買い増した機器等の費用

- × 通信費(インターネット回線、プロバイダー料金、Wi-Fi 使用料等)
- × 国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

### Q3-2 インターネット通販に関する経費は？

(A) 次の①又は②の事業者が、「新たに行う非対面型販売への業態転換の取組み」に伴って発生した経費が対象となります。

- ① 店舗販売のみで商品を販売していた事業者
- ② 令和2年4月1日以前から非対面型販売を行っており、新たに別の方法で非対面型販売を開始する事業者  
(例: 店舗販売及びカタログ通販等を行っていた事業者が、新たにインターネット販売を開始する場合)

ここでいう「非対面型販売」とは、客と直接対面することの無い販売方法(インターネット販売、TVショッピング、テレフォンショッピング、カタログ通販等の通信販売)をいいます。

既に非対面型販売を導入している事業者(※非対面型販売を試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除く)が同一の販売形態で追加・強化をする取組みは対象になりません。

#### 【対象となる経費の例】

- インターネット販売の開始に伴い新たに作成・修正・追加するホームページ作成費用
- インターネット販売の開始に伴い新たに登録する EC モール登録料・利用料等
- インターネット販売の開始に伴い新たに導入 PC、周辺機器等)の購入(またはリース)費用
- インターネット販売のために新規開発した商品開発費
- インターネット販売の開始をPRするため、新たに作成した広告宣伝費(パンフレット作成費、HP作成費、PR動画作成費、新聞・雑誌等広告掲載費等)

#### 【対象とならない経費の例】

- × 通信費(インターネット回線、プロバイダー料金、Wi-Fi 使用料等)
- × 既にインターネット通販を本格的に行っている事業者が、商品の追加や変更等を行う費用

### Q3-3 インターネットを利用した販路拡大(WEB 展示会、オンライン商談会等)に関する経費は？

(A) 製造業等の BtoB 企業が、従来会場で行われていた見本市、展示会への出展や商談会への参加に替わり、「インターネットを利用した展示会や商談会に参加して販路拡大を行う新たな取組み」に伴って発生した経費が対象となります。

ここでいう「インターネットを利用した展示会や商談会等」とは、主催者が用意するインターネット上の展示会場に自社の製品や技術などを出展することにより、訪問者との商談を行うWEB展示会や、WEB会議システムを利用して複数の参加者がインターネット上で商談を行うオンライン商談会などをいいます。

#### 【対象となる経費の例】

- インターネットを利用した展示会や商談会等へ新たに参加するための参加費用、登録費用

- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに作成する製品画像や動画などのコンテンツ制作費(製品撮影費、動画作成費等)
- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに導入するWEBカメラ等の機器の購入費用
- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに導入するWEB会議システム等のサービス利用料

**【対象とならない経費の例】**

×通信費(インターネット回線、プロバイダー料金、Wi-Fi 使用料等)

**Q3-4 スマートフォン及び車両について、購入に要する経費が補助対象外となっている理由を教えてください**

(A) スマートフォン及び車両については、他の機械器具と比べて非常に汎用性が高い(補助目的以外の用途に使用できる)ため、補助対象外となります。

**Q3-4 事業実施の場所として店舗(倉庫)を借りたいが、家賃は補助対象となりますか？**

(A) 家賃は補助対象となりません。

**Q3-5 改装等の工事費用は補助の対象になりますか？**

(A) 工事費用は補助の対象となりません。

**Q3-6 経費の支払方法に制限はありますか？**

(A) ネットクーポンやポイント利用等による支払いは補助対象外となります。

**Q3-7 支出した経費を証明する書類は領収書のほか、どのような書類が必要となりますか？**

(A) 次の書類等をご準備ください。

①支払いを証明する書類の写しについて(購入方法別)

購入方法	支払方法	請求書	領収書	決済完了画面を出力したもの	利用明細
店頭購入	現金	—	○	—	—
	クレジットカード	—	○	—	○
ネット購入	クレジットカード	—	○	○	○
	ネットバンキング	—	○	○	—
発注購入	口座振替	○	○	—	—
	ネットバンキング	○	—	○	—

※請求書、領収書については、発行日や総額だけでなく、機器等の単価や個数、規格(型番)など内訳が分かる必要があります。

※クレジットカードによる支払いについて

- ①カード名義が補助事業者と同一であることを原則とします。
- ②事業実施期間内に引き落としが完了している必要があります。

※事業実施期間内・外の利用料をまとめて支払った場合は、事業実施期間内の日数相当分が対象となります。

②必要書類について

事業内容	提出が必要な書類
機器等の購入	購入した機器等の写真
機器のリース	契約書等の写し
ソフトウェア、アプリケーション等の利用	ライセンスなど契約内容が分かる画面やメール等を印刷したもの
機器の設定	作業報告書等
コンサルティング	報告書等
就業規則の改正、届出	改正前後の就業規則の写し

**Q3-8 添付資料が用意できない場合はどうなりますか？**

(A) 事業の実績を確認することができないため、補助金を支払うことができません。

**Q3-9 補助対象経費と補助対象外経費が同じ領収書に含まれている場合はどうなりますか？**

(A) 補助対象経費に該当する金額が分かるよう印等を付けてください。

**Q3-10 完了報告の添付資料としてレシート等は認められますか？**

(A) 支払日、支払先、支払品目、支払金額等が分かる場合にはレシートでも構いません。但し、商品番号のみが記載されたレシート等は、内容確認のため、カタログ等内容が分かる資料もあわせて提出してください。